

DCとはDefined Contributionの略=確定拠出年金のことです。

平成16年9月17日

会社企業型年金規約の変更理由書

企業型年金の「拠出限度額」につきまして、今回の法改正により上げられることは既報のとおりです。引上げの実施にあたっては、10月1日より受け付けが開始されますが、その際、企業型年金規約の変更が必要となります。

会社企業型年金規約の変更理由書

変更の理由
確定拠出年金法施行令の一部改正で拠出限度額の引上げが行われたことに対応し、当該限度額を変更するものである。

企業型年金の「拠出限度額」の変更内容

厚生年金基金の加入員、確定給付企業年金の加入者及び適格退職年金の受給者等の人 18,000円を23,000円。上記以外の人 36,000円を46,000円。となっています。

実際の手続き等

まず各企業ごとに引上げを行うか否かを検討することになります。検討した結果、引上げを行うのであれば規約変更を行うために、(1)に掲げる書類が必要で、(2)のようなスケジュールとなります。

(1) 必要書類

- 規約の一部を変更する規約
- 規約変更理由書
- 新旧対照条文
- 変更についての労働組合または厚生年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書
- 労働組合の現況または厚生年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書
- その他必要な書類

(2) n月制度開始スケジュール

- (n-2)月中旬 必要書類準備
- (n-2)月下旬 管轄厚生局へ規約変更申請
- (n-1)月下旬 規約変更承認
- n月1日 変更規約施行日
- (n+1)月下旬 変更後初回入金・買付

各書類の文面例

規約の一部を変更する規約

会社企業型年金規約の一部を変更する規約

会社企業型年金規約の一部を次のように変更する。
第××条第×項の「18,000円」を「23,000円」に改める。

附 則
第×条 この規約は、承認の日から施行し、平成××年×月1日から適用する。

新旧対照条文

変 更 後	変 更 前
<p>(掛金の額の算定方法)</p> <p>第 条 各加入者に係る掛金の額は、別表第×に掲げる額とする。ただし、当該加入者の掛金の額が23,000円を超えるときは、23,000円とする。</p> <p>2. 前項の計算において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。</p>	<p>(掛金の額の算定方法)</p> <p>第 条 各加入者に係る掛金の額は、別表第×に掲げる額とする。ただし、当該加入者の掛金の額が18,000円を超えるときは、18,000円とする。</p> <p>2. 前項の計算において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。</p>

注) 変更箇所を下線を付す。

変更についての労働組合または厚生年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書

平成 年 月 日

会社 殿

労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名
又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の氏名 印

同意書

確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金規約の変更及び 厚生局長に対する承認の申請に同意します。

労働組合の現況または厚生年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書

証 明 書

この者が当厚生年金適用事業所の被用者年金被保険者等の過半数を代表する者として正当に選出された者であることを証明します。

記

1. 所 属
2. 役 職
3. 氏 名 × 太郎
4. 住 所 × 県 × 市 町 × × × ×
5. 選出方法

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

厚生局長 殿
厚生年金適用事業所名 株式会社
所在地 × 県 × 市 町 × ×
事業主名 会社
代表取締役 一郎 印
住 所 県 × 市 町 × ×

以上

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したのですが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。